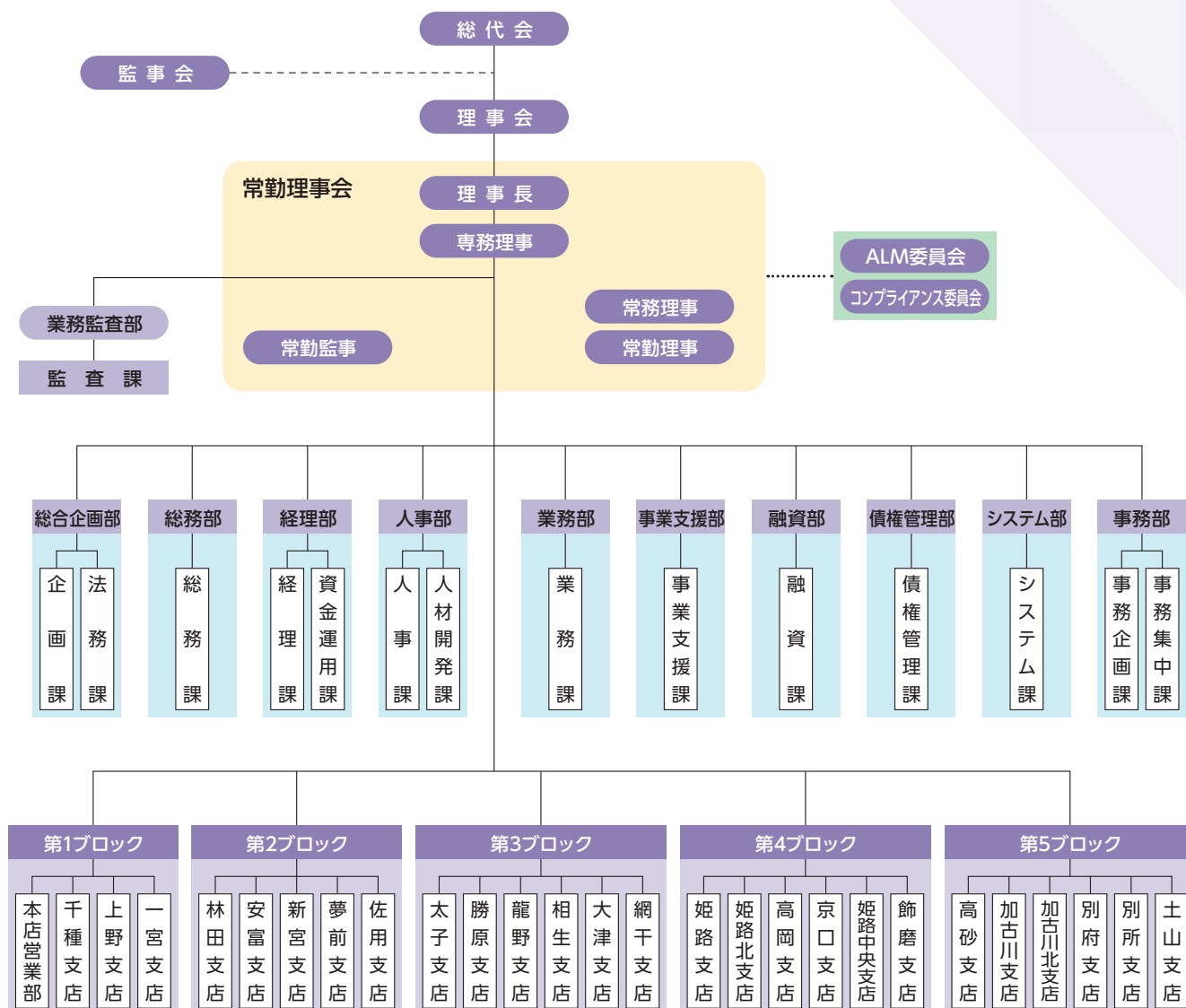


組織体制



役員一覧

理事長(代表理事)	桑 垣 喜 一	
専務理事(代表理事)	飯 塚 裕 二	総務部長兼人事部担当
常務理事	石 原 政 司	総合企画部長兼業務監査部・コンプライアンス担当
常務理事	平 山 敬 司	業務部担当兼事業支援部長
常務理事	片 桐 幸之助	経理部担当
常勤理事	杉 本 勝 則	事務部兼マネー・ローダリング担当
常勤理事	田 中 剛	融資部長兼債権管理部長
常勤理事	早 川 順 一	システム部長

理事 ^(※1)	本條昇
理事 ^(※1)	秋田博史
常勤監事	小倉久秋
員外監事 ^(※2)	橋本敬司
員外監事 ^(※2)	三木一志

(令和8年6月末現在)

(※1)本條昇、秋田博史は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(※2) 橋本敬司、三木一志は、信用金庫法第32条5項に定める員外監事です。

子会社等の状況

■会社名 にしんビジネス(株)
 ■設立年月日 平成7年7月21日
 ■所在地 兵庫県宍粟市山崎町山崎190番地
 ■当金庫の株式等の所有割合 100%
 ■電話番号 0790-62-9253

■資本金	1,000万円
■子会社等の株式等の所有割合	－%
■主業務内容	広告宣伝物販売・事務用品販売・受託 計算業務・その他

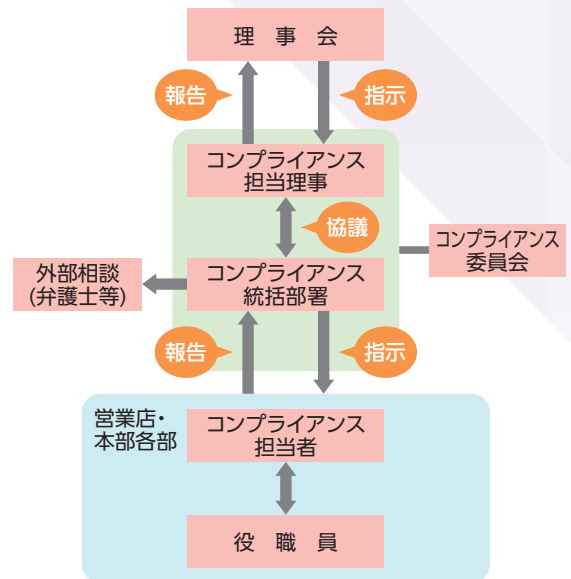
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

昨今の金融機関を取り巻く環境は激変しており、この環境に対応するためには従来にも増して役職員一人ひとりが日常の行動において法を守り、社会の規範や正義から逸脱することがないよう、さらに一層高い道德観、倫理観に根ざした企業活動を行うことが必要となります。

そこで、当金庫におきましては、法令等遵守の徹底を図るために「倫理規程」「法令等遵守マニュアル」を制定し、コンプライアンスプログラムに従って役員から各職員にいたるまで研修を実施し、また、日常においても勉強会を行い、企業倫理の高揚を図っています。

さらに、これらの態勢を維持強化するために当金庫ではコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス担当理事を中心として、本部にコンプライアンス統括部署を置き、各部、各営業店にはコンプライアンス担当者を配置し、報告、指示がスムーズに行われるようにしております。

当金庫は、信用金庫としての社会的役割、責任を自覚し、行動規範に基づく事業活動により地域社会とともに成長し、発展し続けます。



反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を果たすため、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、断固たる態度でその関係を遮断し排除していくことにより、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

1. 反社会的勢力による不当要求には、代表理事以下、組織全体で対応し迅速な問題解決に努めます。
2. 反社会的勢力による不当要求に対応して役職員の安全を確保します。
3. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
4. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
6. 反社会的勢力による不当要求が、不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。
7. 反社会的勢力への資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

※本方針において「反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、または市民社会の秩序や安全に脅威を与える集団または個人をいいます。

※暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件とともに、暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当要求行為等の行為要件にも着目して判断します。

マネー・ローndリング等の防止に向けた対応

犯罪収益の収受・隠匿等の不正行為やテロ資金供与・拡散金融の反社会的行為を防ぐため、基本的な対応方針等を定め、マネー・ローndリング及びテロ資金供与・拡散金融(以下 マネロン等)の定義付けをしたうえで基本原則、組織体制、並びに対応項目等を明確にしています。当金庫のマネロン等防止に係る体制は右のとおりです。

また、当金庫は、マネロン等の防止に向け、組織的な対応の重要性を全役職員が常に認識するとともに、管理態勢を整備・確立し、有効に機能させるために遵守すべき基本方針を「マネロン等の防止に係る基本方針」として定めています。さらに、マネロン等から当金庫の顧客等を守るため、顧客等の受入・謝絶に係る方針を「顧客受入方針」として定め、この方針に基づき、その適切な運営を行っています。

